

令和5年度版

# 児童福祉ガイドブック

伊達市健康福祉部子育て支援課

令和5年4月発行

# 目次

## 手当と制度

- P1 ● 児童手当 ● 子ども医療費助成制度  
P2 ● 特別児童扶養手当 ● 障害児福祉手当  
● 重度心身障がい児福祉手当  
P3 ● 自立支援医療（育成医療）  
● 伊達市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付事業  
P4 ● 不妊治療費助成事業 ● 入院助産制度  
P5 ● 出産・子育て応援事業 ● どさんこ・子育て特典カード

## ひとり親家庭の方に

- P6 ● ひとり親家庭等医療費助成制度 ● 児童扶養手当  
P7 ● 自立支援教育訓練給付金 ● 高等職業訓練促進給付金  
● ひとり親家庭等高等学校卒業認定試験合格支援事業  
P8 ● 特定者定期乗車券の割引制度 ● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度  
● ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業 ● 伊達はまなす会  
P9 ● 所得税、住民税、扶養の控除

## 相談窓口

- P10 ● 児童虐待 ● 室蘭児童相談所  
P11 ● 巡回児童相談 ● 家庭児童相談 ● ひとり親相談  
P12 ● DV ● 就業相談 ● 弁護士無料法律相談  
P13 ● 健康相談 ● 育児相談

## 児童福祉施設

- P14 ● 保育所  
P15 ● 一時保育 ● 病児保育  
P16 ● 子どもショートステイ事業 ● 児童館  
P17 ● 子育て支援センター  
P18 ● 放課後児童クラブ

## 子どもの学費助成・貸付

- P19 ● 就学援助 ● 高等学校等就学支援金 ● 高校生等奨学給付金  
P20 ● 生活福祉資金貸付制度

# 手当と制度

## 児童手当

◎お問い合わせ  
子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

中学3年生までの児童を養育している方に支給します。

### ■支給対象者

15歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの子どもを養育されている方。  
※所得が所得制限以上の方は、特例給付または、支給対象外になる場合があります。

### ■支給額

区 分	
3歳未満の子ども	月額15,000円
3歳以上で小学校修了前の子ども 第1子・第2子 第3子以降	月額10,000円 月額15,000円
中学生の子ども	月額10,000円
特例給付	月額5,000円
受給者の所得が所得上限限度額を超えた方	支給されません

### ■支払月

6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）に支給します。

## 子ども医療費助成制度

◎お問い合わせ  
保険医療課保険医療係（③番窓口） ☎82-3197（直通）

中学3年生までのお子さんの医療費（保険適用分）の自己負担額を助成します。

### ■助成対象者

中学校入学前のお子さんと、市・道民税非課税世帯の中学生。  
※父母及び扶養義務者の所得制限があります。前年の所得が所得制限の限度額を超えている場合は、受給者証は交付されません。

### ■助成内容

対象者	助成内容			
	市民税非課税世帯		市民税課税世帯	
	助成範囲	負担金額	助成範囲	負担金額
① 0歳～2歳 (満3歳の誕生日の末日)	・入院 ・通院	<b>子初</b> 自己負担額の全額を助成。 ただし、初診時一部負担金は除く。	・入院 ・通院	<b>子初</b> 自己負担額の全額を助成。 ただし、初診時一
② ①以外で小学校就学前まで				<b>子課</b> 自己負担が1割負担
③ 小学生		<b>【初診時一部負担金】</b> 医 科 580円 歯 科 510円	・入院のみ	
④ 中学生				対象外

## 特別児童扶養手当

◎お問い合わせ  
社会福祉課障がい者福祉係（⑧番窓口）☎82-3193（直通）

身体・知的・精神に重度・中度の障がいがあるお子さんを養育している方（受給者）に支給します。なお、所得制限によって、手当の支給が停止する場合があります。

### ■支給対象者

中度、重度の障がいのあるお子さんを養育している保護者

※お子さんの障がいの程度が手当に該当するかどうかは、事前にかかりつけ医などにご相談いただくとスムーズです。

### ■支給額

区分	支給額
1級（重度）	月額53,700円
2級（中度）	月額35,760円

### ■支払月

4月（前年12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に支給します。

## 障害児福祉手当

◎お問い合わせ  
社会福祉課障がい者福祉係（⑧番窓口）☎82-3193（直通）

身体または知的に重度の障がいのある20歳未満の方で、日常生活に常時介護を要する在宅の方に支給します。ただし、所得制限があります。

### ■支給対象者

身体または知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満のお子さん

※お子さんの障がいの程度が手当に該当するかどうかは、事前にかかりつけ医などにご相談いただくとスムーズです。

### ■支給額

月額15,220円

### ■支払月

5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）、2月（11～1月分）に支給します。

## 重度心身障がい児福祉手当

◎お問い合わせ  
社会福祉課障がい者福祉係（⑧番窓口）☎82-3193（直通）

市内に居住する、身体または知的に重度の障がいがある20歳未満の児童の保護者に対して支給します。

### ■支給対象者

次のいずれかに該当する20歳未満のお子さんの保護者

- ・身体障害者手帳1級または2級
- ・児童相談所などで判定された知能指数が50以下

### ■支給額

年額12,000円

### ■支払月

4月（年1回）に支給します。

## 自立支援医療（育成医療）

◎お問い合わせ  
社会福祉課障がい者福祉係（⑧番窓口） ☎82-3193（直通）

身体に障がいのあるお子さんが、指定の医療機関で障がいを軽くするための手術などをする場合に、医療費の自己負担の一部を助成する制度です。※事前申請が必要となります。

### ■対象者

身体に障がいや病気がある18歳未満のお子さんで、この障がいや病気の治療を行わなければ、将来的に障がいが残る可能性のある方で、手術などでその改善が見込まれる方。

### ■対象の障がい

口蓋裂、先天性股関節脱臼、脊柱側弯症、心疾患、停留精巣等

### ■自己負担額

自立支援医療（育成医療）に該当する治療で医療機関などに支払う医療費のうち、1割が自己負担額です。治療内容や世帯の所得（課税）の状況で、さらに自己負担額が軽減される場合があります。

## 伊達市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付事業

◎お問い合わせ（⑧番窓口）  
社会福祉課障がい者福祉係  
☎ 82-3193（直通）

身体障害手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんの保護者に対し補聴器の購入、または、修理にかかる費用の一部を助成します。※事前申請が必要となります。

### ■対象者

次の要件をすべて満たす18歳未満のお子さん

1. 伊達市に住民票があること
2. 両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障がいの身体障害者手帳の交付対象外であること
3. 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないと医師が判断したお子さん
4. 補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断したお子さん
5. 労災保険法などその他の法令により、本事業に相当する給付を受けられないこと
6. 住民票上の世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいないこと

### ■助成内容

#### 1. 購入の場合

補装具費支給制度における「高度難聴用耳かけ型補聴器」の購入基準を用いて算定した費用の額と実際の購入にかかる費用のいずれか低い額の3分の2を助成します。

※購入の場合は助成対象となる補聴器の数は原則1個（方耳分）ですが、医師意見書により両耳装用が必要と認められた場合は2個（両耳分）まで助成対象とします。

#### 2. 修理の場合

補装具費支給制度における「耳かけ型補聴器」の修理基準を用いて算定した費用の額と実際の修理にかかる費用のいずれか低い額の3分の2を助成します。

### ■自己負担額

助成額と実際の購入または修理にかかる費用との差額は自己負担額となります。

## 不妊治療費助成事業

◎お問い合わせ  
子育て支援課保育係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

### ■助成対象者

次の要件すべてにあてはまる方

- ・不妊治療を受けている夫婦である方
- ・夫婦のどちらかの住所が伊達市にある方
- ・医療保険に加入している方
- ・夫婦ともに市税（国民健康保険税を含む）の滞納がない方
- ・他の市町村で同じ治療に対し、助成を受けていないか受ける見込みがない方
- ・受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方（特定不妊治療のみ）

### ■対象の治療

- ・医療保険適用の一般不妊治療又は特定不妊治療

### ■助成内容

通算3回（3年度）まで助成（一般…35,000円限度 特定…50,000円限度）

## 入院助産制度

◎お問い合わせ  
子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

経済的な理由などで入院・助産を受けられない妊産婦を対象に、指定医療機関（助産施設）での入院・出産に必要な費用を助成します。

### ■助成対象者

生活保護受給者か、出産日の年度が市・道民税非課税の世帯（ただし、4～6月に出産する場合は前年度分）

### ■申し込み

出産予定日の3ヶ月前までに、担当窓口で申請して下さい。

※妊娠が分かり、申請を検討された段階でご相談下さい。

### ■利用料金

生活保護世帯・・・・・・・・・・	自己負担なし
市・道民税非課税世帯・・・	本人負担額2,200円 + 加算額（出産一時金×20%）

## 出産・子育て応援事業

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

健康推進課地域保健係（保健センター） ☎82-3198（直通）

妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援として、面談などの実施や継続的な情報発信などを行う伴走型の相談支援と給付金の支給を一体的に行う事業です。

### ■伴走型相談支援

妊娠届出後・妊娠8か月ごろ・出生届後に保健師が面談やアンケートを行い状況に応じた支援を行います。

### ■出産応援給付金

妊娠の届出をした妊婦の方へ妊婦1人につき5万円を支給します。

### ■子育て応援給付金

新生児の養育者へ、新生児1人につき5万円を支給します。

## どさんこ・子育て特典カード

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

妊娠中の方や小学生以下のお子さんがある方が、買い物や施設などを利用する時に特典カードを提示すると、協賛店舗からさまざまなサービスが受けられます。

北海道内の企業・団体と協力して、社会全体で子育て家庭を応援する北海道の取り組みであり、道内だけでなく、全国の協賛店舗でサービスを受けられます。

### ■対象になる家庭

妊娠中の方がいるご家庭

小学生以下のお子さんがあるご家庭

### ■配付場所

子育て支援課児童家庭係（市役所1階⑥番窓口）

大滝総合支所

### ■利用方法

妊娠中の方やお子さんと一緒に協賛店舗に行き、買い物の会計や食事の前に特典カードを提示すると、店舗ごとのサービスが受けられます。

※カードを受け取ったら、裏面に保護者（妊娠中の方）の氏名、お子さんの氏名・生年月日を記入してご利用ください。

※カード裏面に有効期限が「平成32年3月末」と記載されているものもありますが、有効期限に関係なくご利用いただけます。



### ■伊達市内の協賛店舗

店舗名	特典サービス内容
ツルハ伊達店	医薬品、健康食品、ベビー用品をお買い上げ額（消費税込み）から5%割引 ※一部対象外の商品があります。他の割引クーポンとの併用不可
ツルハ伊達末永店	
ツルハ舟岡店	
サツドラ伊達インター店	会計前にカード提示で、医薬品、健康食品、ベビー用品を5%割引 ※一部対象外の商品があります
ビッグエコー伊達末永店	室料10%割引 ※会員料金との併用不可 ※飲み放題・ドリンクバー付きコース、パック、フリータイムは、 利用代金総額から5%割引
マクドナルド37号伊達店	ハッピーセットのチーズバーガーセット（チーズバーガー・ポテトS・ドリンクS・おもちゃ）を特別価格で提供 ※朝食時間帯（10:30まで）は、ハッピーセットとチキンマックナゲットセットを特別価格で提供
東京靴流通センター伊達店	小学生以下の子供靴（1足1,000円+税以上の定価商品）を10%割引

※道内の協賛店舗・施設・特典サービスは、北海道ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/dosanko.html>

# ひとり親家庭の方に

## ひとり親家庭等医療費助成制度

◎お問い合わせ  
 保険医療課保険医療係（③番窓口） ☎82-3197（直通）

ひとり親家庭の親（父または母）とお子さんの医療費（保険適用分）の自己負担額を助成します。

### ■助成対象者

満18歳に達する年度末までのお子さんがある家庭で、次のいずれかに該当する方。

- ・離婚、死別、未婚等により、ひとり親となった家庭のお子さんと扶養している親
- ・両親の死亡、行方不明等の家庭のお子さん
- ・両親のどちらかが重度心身障がい者医療助成制度に該当する家庭のお子さんと父または母

※父または母や扶養義務者の所得制限があります。前年の所得が所得制限の限度額を超えている場合は、受給者証は交付されません。

### ■助成内容

対象者	助成の範囲	助成の内容	
		市民税非課税世帯	市民税課税世帯
子① 0歳～2歳 (満3歳の誕生日の末日)	・入院 ・通院	<b>親初</b> 自己負担額の全額を助成します。 ただし、初診時一部負担金は除く。	<b>親課</b> 自己負担が 1割負担
子② 子①以外で満18歳に 達した年度末まで			
親 父または母	・入院のみ		

## 児童扶養手当

◎お問い合わせ  
 子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

「ひとり親世帯」のお子さんの健やかな成長と生活の安定・自立を促すため、お子さんを養育している方に支給します。

なお、所得制限によって、手当の支給が停止する場合があります。

### ■支給対象者

次のいずれかに該当する方。

- ・18歳以下のお子さんを監護し生計を同じくする父か母
- ・20歳未満で心身に中度以上の障がいがあるお子さんを監護し生計を同じくする父か母
- ・18歳以下のお子さんと同居し、生計を維持し監護・養育している方
- ・公的年金（遺族年金など）を受給していて、年金額が児童扶養手当額より低い方

### ■支給額

支給区分	お子さん1人	お子さん2人	お子さん3人以上
全額支給	月額 44,140円	月額 10,420円加算	月額1人につき 6,250円加算
一部支給	月額 10,410円～44,130円	月額 5,210円～10,410円加算	月額1人につき 3,130円～6,240円加算

### ■支払月

5月、7月、9月、11月、1月、3月に前月までの2ヵ月分を支給します。

## 自立支援教育訓練給付金

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、能力開発を支援します。  
市が指定する講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給します。

### ■対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座

### ■支給条件

- ・児童扶養手当を受給しているか同じ所得水準にあること
- ・教育訓練を受けることが適職につくために必要であること

### ■支給額

本人が支払った経費の6割相当額（受講する講座により上限額の設定があります）

※雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方は、その支給額を差し引いた金額を支給（その額が12,000円以下の場合、支給対象外）

## 高等職業訓練促進給付金

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、養成機関などで1年以上修業する場合などに支給します。

### ■対象資格

看護師（准看護師）、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、製菓衛生師、調理師

### ■支給条件

- ・児童扶養手当を受給しているか同じ所得水準にあること
- ・養成機関で1年以上の教育課程を修業し、対象の資格取得が見込まれること
- ・仕事が育児と修業の両立が困難であること

### ■支給額

- ・高等職業訓練促進給付金

※支給期間：上限3年、資格取得のために4年課程の履修が必要となる場合は上限4年（条件付き）

市民税非課税世帯：月額100,000円（養成機関において修業する期間の最後の12月は月額140,000円）

市民税課税世帯：月額70,500円（養成機関において修業する期間の最後の12月は月額110,500円）

- ・修了支援給付金

市民税非課税世帯：50,000円、市民税課税世帯：25,000円

## ひとり親家庭等高等学校卒業認定試験合格支援事業

◎お問い合わせ（⑥番窓口）

子育て支援課児童家庭係

☎82-3194（直通）

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親か、20歳未満の児童が、より条件の良い職に就くため高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、入学料や受講料の一部を支給します。

### ■対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

### ■支給条件

- ・児童扶養手当を受給しているか同じ所得水準にあること
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
- ・大学入学資格を取得していないこと

### ■支給額

- ・受講修了時給付金：本人が支払った入学料、受講料の4割（4,001円から100,000円の間）

- ・合格時給付金：本人が支払った入学料、受講料の2割  
（受講修了時給付金と合わせて150,000円まで）

## 特定者定期乗車券の割引制度

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

児童扶養手当受給世帯に属している人は、**通勤に使う**JRの定期券を3割引きで購入できます。事前に市が発行する定期券の購入証明書が必要です。

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、ひとり親家庭の経済的自立の支援を目的とした北海道の貸付制度で、低利子が無利子で借りることができます。

### ■資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

### ■申し込み

北海道（胆振総合振興局社会福祉課）が貸付申請先となりますが、事前に伊達市の母子・父子自立支援員にお問い合わせ下さい。

## ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

就職・転職など自立に向けて意欲的に取り組んでいる方を対象に家賃の一部を貸し付けます。

### ■対象者

- ・児童扶養手当を受給しているか、同じ所得水準にあること
- ・母子家庭等就業・自立支援センターによる母子父子自立支援プログラムの策定を受けている方

### ■貸付額及び貸付期間

- ・入居している住宅の家賃の実費（上限40,000円）を12カ月の範囲内で貸付
- ※1年以内に就職・転職し、1年間継続して就業した場合には、貸付金の返還が免除されます。

### ■申し込み

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

☎ 0143-83-7047 FAX 0143-83-7048

## 伊達はまなす会（旧伊達市母子寡婦福祉会）

◎お問い合わせ

伊達はまなす会 会長 藤本恭子

☎ 23-2035

☎ 090-9752-7554

母子・父子家庭及び寡婦の方を対象に、交流を通して相互に支えあう活動を行っています。

### ■対象となる方

母子家庭、父子家庭、寡婦

### ■年会費

1家庭 1,000円

### ■活動・イベント内容

- ・無料学習塾（小4～中3対象）毎月第2・第4土曜日 午前10時～12時
- ・小学校、中学校入学時にお祝い金贈呈
- ・新1年生に文房具贈呈
- ・レクリエーション、クリスマス会、新年会
- ・高校生に給付型奨学金の制度あり
- ・各種研修会参加
- ・個人託児利用料の助成

## 所得税、住民税、扶養の控除

◎お問い合わせ  
税務課市民税係（⑫番窓口） ☎82-3146（直通）

母子世帯、父子世帯の方は、所得税や市・道民税の所得控除（寡婦控除・ひとり親控除）が追加でき、税額が少なくなる場合があるほか、市・道民税が非課税となる基準額が引き上げられます。

寡婦控除・ひとり親控除は、お勤め先で年末調整を行うか、ご自身で確定申告を行う必要があります。

なお、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は、控除の対象となりませんのでご注意ください。

### ■寡婦控除・ひとり親控除

[所得控除額] 所得税27万円（ひとり親 35万円）  
住民税26万円（ひとり親 30万円）

判定基準	寡 婦		ひとり親
	(1)	(2)	
配偶者について	夫と離婚した後婚姻していない人	夫と死別した後婚姻していない人 夫の生死の明らかでない人	婚姻歴の有無や性別を問わない
合計所得金額	500万円以下		500万円以下
扶養・生計の状態	扶養親族有り（※）	（規定なし）	生計を一にする子有り（※）

※ 総所得金額が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

### ■市・道民税の非課税基準

判定基準	所得額	給与収入のみ	公的年金収入のみ	
			65歳未満	65歳以上
	135万円以下	204万4千円未満	216万6千円以下	245万円以下

※ 所得額とは給与（公的年金）収入から給与所得控除（公的年金等控除）を差引いた額です。給与と年金両方を受け取っている場合や、それ以外（営業収入等）の収入がある場合は、お問い合わせ先にご相談ください。

### 【扶養控除の申告をしましょう！】

- 年末時点で16歳以上（合計所得金額が48万円以下で同一生計の親族、里子）の扶養親族がいた場合、扶養控除の申告をすると所得控除を受けることができ、税法上有利になります。
- 16歳未満は税法上の扶養控除の対象にはなりませんが、住民税、児童扶養手当、ひとり親医療等の扶養親族数に該当し扶養人数によって所得制限も変わるため、受給対象となったり手当額が変わる場合があります。

## 相談窓口

### 児童虐待

子どもが虐待されているように感じるか虐待を発見した場合は、市役所や児童相談所に、生命の危険がある場合には警察署などに通報する義務があります。

通報が間違いであっても通報した方の責任は問われることはなく、通報や相談した方の秘密は守られます。

#### ■通報先

○伊達市健康福祉部子育て支援課児童家庭係

☎ 82-3194 (直通)

○室蘭児童相談所

室蘭市寿町1丁目6-12

☎ 0143-44-4152 又は短縮ダイヤル189 (いちはやく)

○伊達警察署

伊達市館山町10-22

☎ 22-0110 又は 110番



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

### 室蘭児童相談所

◎お問い合わせ

室蘭市寿町1丁目6-12 ☎ 0143-44-4152

児童相談所は、子どもに関わる様々な相談に対し、社会診断、医学・心理診断、行動診断を行い、それらに基づき必要な指導・支援を行う児童福祉行政の専門機関です。

■専門員である児童福祉司が相談に応じます。

■あらかじめ電話などで予約していただくことをおすすめします。

■遠方などでなかなか出てこられない方のために、巡回児童相談も実施しております。

個人の秘密は厳守します。【利用無料】

■相談時間 午前8時45分～午後5時30分(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く)

なお、虐待等緊急の場合は、いつでもご連絡ください。



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。  
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。  
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

## 巡回児童相談

◎お問い合わせ  
子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

室蘭児童相談所では、児童の保護や福祉に関することを専門に担当する「児童福祉司」と「判定員」を管轄する地域に派遣し、無料相談を実施しています。

### ■相談日（要予約）

月1回 午前10時～午後4時30分  
最大3名まで

### ■相談内容

発達やしつけに関すること、心身障がいに関すること、療育手帳の申請についてなど

### ■お申込み先

子育て支援課の「家庭児童相談員」にご相談ください。（事前申込必要）

## 家庭児童相談

◎お問い合わせ  
子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

家庭やお子さんのことについて悩みを抱えている方に対し、市では「家庭児童相談員」を配置しており、相談者に寄り添って親身にご相談に応じます。

### ■相談時間

平日（月～金曜日）午前9時～午後5時  
※上記時間以外は、市職員が相談をお受けします。  
事前予約でスムーズな相談受付が可能です。

### ■相談事例

子育てに関すること、お子さんの友達関係・不登校・進学などの学校生活に関すること、ご家庭での家族関係に関すること、お子さんからの相談、児童虐待等

## ひとり親相談

◎お問い合わせ  
子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口）☎82-3194（直通）

ひとり親家庭の自立のため、市では「母子・父子自立支援員」を配置し、ひとり親家庭等の個別の状況を確認しながら、自立に必要な相談・支援を行います。

### ■相談時間

平日（月～金曜日）午前9時～午後5時  
※上記時間以外は、市職員が相談をお受けします。  
事前予約でスムーズな相談受付が可能です。

### ■相談事例

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度、母子家庭等自立支援給付金、求職や経済上の問題、家庭内のもめごと（DV、子の養育等）、離婚を考えているときの事前相談、母子生活支援施設への入所相談など。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、夫婦や恋人など親密な関係間で起こる暴力のことです。自分がDV被害を受けていたり、DVを受けているのではと思う人がいる場合は、ためらわずに市や配偶者暴力相談支援センター、警察署などに相談してください。

状況に応じて解決に向けてのサポートや関係機関との連携を図るとともに、緊急の場合は一時的に別の場所（シェルター）へ避難することもできます。

### ○伊達警察署

伊達市館山町10-22

☎ 22-0110

### ○北海道立女性相談援助センター（配偶者暴力相談支援センター）

札幌市西区西野3条9丁目12-36

☎ 011-661-3099・女性相談専用ダイヤル011-666-9955

### ○北海道胆振総合振興局環境生活課（配偶者暴力相談支援センター）

室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル4階

☎ 0143-22-5286

## 就業相談

就職、転職、就職活動等に関する疑問・悩みの相談に応じ、一人ひとりの希望や状況に合わせた就業支援を行います。

### ■職業紹介機関

機関名	所在地	TEL
室蘭公共職業安定所伊達分室 ハローワーク伊達	伊達市網代町5-4	23-2034

### ■職業相談機関

機関名	所在地	TEL
ひとり親家庭等就業・自立支援センター （ひとり親家庭対象）	室蘭市東町2丁目3-3 ハートセンタービル	0143- 83-7047

## 弁護士無料法律相談

◎お問い合わせ

市民課市民相談室（①番窓口） ☎82-3164（直通）

養育費、慰謝料、借金、親権などいろいろな法律に関する相談に弁護士が応じます。

### ■日時

毎月第3土曜日 午前9時45分～午前11時45分（要予約）

※相談時間は1人15～20分

## 健康相談

### ◎お問い合わせ

健康推進課地域保健係・予防係（保健センター）

☎ 82-3198（直通）

妊娠、出産、乳幼児の成長発達、予防接種などについて保健師・栄養士・看護師が相談に応じます。

## 育児相談

日々の子育てで困っていることや悩んでいることなどについて相談に応じます。

### ■お問い合わせ

子育て支援センターえがお ☎ 21-3415

子育て支援センターおひさま ☎ 25-7111

子育て支援センターくろーばー ☎ 23-2792

※子育て支援センターについては、P17に記載しています。

# 児童福祉施設等

## 保育所・幼稚園

◎お問い合わせ

子育て支援課保育係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

保護者が仕事や病気などのため、お子さんを家庭で保育することができない場合、保護者にかわり保育することを目的とする児童福祉施設です。

### ■入所対象者

市内にお住まいで保育を必要とする事由のある就学前のお子さん

### ■保育料

お子さんの年齢や保護者の収入によって異なりますので、担当窓口にお問い合わせ下さい。

### ■施設概要

#### 認可保育所

運営	施設名	定員	入所対象年齢	開所時間 (延長保育時間)	所 在	TEL
市立	ひまわり保育所	120人	生後5ヶ月を超えた翌月 から5歳まで	7:30~18:30	竹原町57-1	25-3493
市立	くるみ保育所	90人	1歳6ヶ月から5歳まで	7:30~18:30	末永町94-91	25-1165
市立	大滝保育所	20人	生後5ヶ月を超えた翌月 から5歳まで	7:45~18:00	大滝区本郷町84	68-6262
私立	伊達保育所	60人	1歳から5歳まで	7:30~19:30 (延・18:30~19:30)	大町18	23-4017
私立	うす保育所	20人	1歳から5歳まで	7:45~18:00	有珠町1-1	38-2598
私立	ふたば保育所	90人	生後5ヶ月を超えた翌月 から5歳まで	7:15~19:15 (延・18:15~19:15)	館山下町160	23-2792
私立	虹の橋保育園	60人	生後57日から5歳まで	7:00~19:00 (延・7:00~7:30) (延・18:30~19:00)	舟岡町200-142	25-7111
私立	つつじ保育所	90人	生後5ヶ月を超えた翌月 から5歳まで	7:30~19:30 (延・18:30~19:30)	舟岡町247-170	25-1918

※くるみ保育所、伊達保育所、うす保育所は、4月1日現在で上記の年齢を超えていなければ、途中入所はできません。  
※年度途中で育児休業明けで入所を希望する場合、原則、公立保育所のみ対象となります。

#### 認定こども園

運営	施設名	定員	入所対象年齢	開所時間 (延長保育時間)	所 在	TEL
私立	京王幼稚園	215人	(入所日時点で) 3歳から5歳まで	7:00~19:00 (延・7:00~7:30) (延・18:30~19:00)	館山町15	23-5454

※定員内訳：1号認定 185人 2号認定（保育部分）30人

#### 幼稚園

運営	施設名	定員	入所対象年齢	開所時間 (預かり保育時間)	所 在	TEL
私立	伊達幼稚園	90人	(入所日時点で) 3歳から5歳まで	7:30~18:00 (預・7:30~8:30) (預・14:00~18:00)	元町31	23-3318

認定こども園の保育部分は、保育を必要とする場合のみ利用可能です。市へ入所時の申請が必要なほか、直接京王幼稚園へ「入園願書」の提出が必要です。

京王幼稚園の教育部分、伊達幼稚園の利用を希望する場合は、直接幼稚園へお申し込み下さい。

## 一時保育

◎お申込先・お問い合わせ

虹の橋保育園 ☎ 25-7111

つつじ保育所 ☎ 25-1918

保護者の個人的理由・社会的理由にかかわらず、保護者による家庭での保育が一時的に困難となった場合に、月12日を限度として、就学前のお子さんを保育します。

実施施設	虹の橋保育園 (伊達市舟岡町200番地142)	つつじ保育所 (伊達市舟岡町247番地170)
対象児童	認可保育所、幼稚園、認定こども園に入所していない満1歳から就学前の児童	認可保育所、幼稚園、認定こども園に入所していない満6カ月から就学前の児童 ※令和5年度は0歳児のみ受入れます。
利用定員	1日6人	1日4人
利用日時	月～土曜日(祝日・年末年始は除く) 午前8時30分～午後4時30分	左記と同じ
延長保育	(朝)午前7時30分～午前8時30分 (夕)午後4時30分～午後5時30分	なし
利用料	1～2歳児 一日1,600円 半日800円 3～5歳児 一日1,200円 半日600円	一日1,600円 半日800円
	※生活保護受給世帯・前年度市町村民税非課税世帯は免除になります。	
延長利用料	朝・夕500円 ※延長利用料の免除はありません。	なし

※つつじ保育所の一時保育は、令和5年5月1日から開始します。

## 病児保育

◎お申込先・お問い合わせ

メイの家 ☎ 21-3388

病気のお子さんを就労中の保護者に代わって、看護師や保育士が看護しながら保育します。

### ■利用対象

生後5ヶ月から小学校6年生まで

### ■利用定員

1日2人

### ■利用日時 週3日

月・火・木曜日(祝日・お盆休み・年末年始は除きます)

午前8時30分～午後5時30分

### ■利用料

1日 1,800円(生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は免除になります)

### ■実施施設

メイの家

住所：伊達市松ヶ枝町30-8 インター通り小児科裏

## 子どもショートステイ事業

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係（⑥番窓口） ☎82-3194（直通）

児童を養育している保護者の方が病気や出産などの社会的理由によって、一時的に児童を家庭内で養育できないときに、児童福祉施設に児童を一時的に預けることが出来ます。

### ■利用対象

満1歳から18歳までの児童で、必要があると認められる場合

### ■利用日数

原則として7日間以内

### ■利用料金

世帯区分	2歳未満の児童	2歳以上の児童
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

### ■実施施設

児童養護施設 わかすぎ学園

住所：室蘭市母恋南町5丁目5番39号 TEL・FAX：0143-23-7984

## 児童館

児童館は、自由に来館して遊ぶことができる場所です。異年齢の子ども達が集まり、仲間と様々な遊びをとおして心身ともに成長を育くむことを目的とした場所です。

また、貸館事業として、児童育成団体に活動の場を提供しています。

### ■対象児童

0歳から18歳までの児童および保護者

### ■利用料

無料

### ■開館日・時間

旭町児童館 山下町児童館 なないろ児童館	学校の登校日、土曜日、長期休み	午後1時～午後5時
----------------------------	-----------------	-----------

### ■休館日

旭町児童館	日曜日、国民の祝日（振替休日含む）、年末年始（毎年12/31～1/5）
なないろ児童館 山下町児童館	日曜日、国民の休日（振替休日含む）、お盆（8/13～16） 年末年始（毎年12/29～1/3）

### ■施設概要

施設名	所 在	TEL	お問い合わせ
旭町児童館	旭町52	23-6876	伊達市子育て支援課児童家庭係 ☎82-3194（直通電話）
なないろ児童館	舟岡町200-143	22-7716	社会福祉法人くさびえ ☎82-6223
山下町児童館	山下町118-2	25-2900	社会福祉法人伊達睦会 ☎23-4017（伊達保育所内）

## 子育て支援センター

◎お問い合わせ

子育て支援センターえがお ☎ 21-3415

0歳から小学校就学前のお子さんやその保護者の方、これから親になるマタニティーの方が気軽に安心して利用できる子育て活動の場です。

保育・子育ての経験豊富な職員が、子育てにおいて気になることや心配ごとの相談に応じます。

### ■利用料

無料

### ■施設概要

#### ★えがお

住所：伊達市末永町92番地6

TEL・FAX：21-3415

E-mail egao@kusabue.or.jp

	時間	月	火	水	木	金	土	日
センター開放日	午前9時30分～正午	○	/	/	○	/	/	/
	午後1時30分～午後4時	○	/	/	○	/	/	/
育児相談	午前8時45分～午後5時30分	○	○	○	○	○	/	/

0歳児・マタニティ開放日

毎月第1・3水曜日

午前9時30分～正午

午後1時30分～午後4時

#### ★おひさま（虹の橋保育園併設）

住所：伊達市舟岡町200番地142

TEL：25-7111

FAX：25-7155

	時間	月	火	水	木	金	土	日
センター開放日	午前9時30分～正午	○	○	/	○	/	/	/
	午後1時30分～午後4時	○	○	/	○	/	/	/
育児相談	午前9時30分～午後4時	○	○	/	○	/	/	/

#### ★くろーばー（ふたば保育所併設）

住所：伊達市館山下町160番地

TEL：23-2792

	時間	月	火	水	木	金	土	日
センター開放日	午前9時30分～正午	○	/	○	/	○	/	/
	午後1時30分～午後4時	○	/	○	/	○	/	/
育児相談	午前9時30分～午後4時	○	/	○	/	○	/	/

## 放課後児童クラブ

◎お問い合わせ

教育委員会生涯学習課社会教育係 ☎ 82-3299（直通）

保護者が就労により昼間家庭にいなかったり、病気などで誰も子どもを監護できない家庭の児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

### ■対象児童

小学校1年生から小学校6年生まで及び義務教育学校前期課程

### ■利用料

負担金：児童1人につき月額6,000円、長期休みのみ6,000円

減免制度もありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

### ■開設時間

（平日）下校時間～午後6時

（土曜日・長期休み・学校行事による休日）午前8時～午後6時

※ 12月31日～1月5日は休所・休日保育も行いません。

※ 就労証明書により午後6時を過ぎてしまうことが明らかな場合のみ、最長午後6時30分まで預けられます。

### ■休日保育

児童クラブが休所となる日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に保護者が就労などにより、保育できない場合、さくら児童クラブを利用できます。

また、利用する場合は、保護者の送迎が必要となります。

・日額1,500円（利用時間が、5時間30分以内の場合は日額1,000円）

・減免制度もありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

### ■施設概要

施設名	定員	対象児童	所 在	TEL
うめのご児童クラブ	40人	伊達小学校	梅本町50-196	23-7369
さくら児童クラブ	40人		梅本町37-6 (旧室蘭練成会)	23-3225
あやめ児童クラブ	40人			
第1やまびこ児童クラブ	35人	東小学校	弄月町207-1 (東小学校敷地内)	25-6988
第2やまびこ児童クラブ	35人			
第3やまびこ児童クラブ	40人			
ほしのご児童クラブ	40人	伊達西小学校 関内小学校	末永町8-3 (伊達西小学校向かい)	23-2997
かぜのご児童クラブ	40人			
きたのご児童クラブ	40人			
ながわ児童クラブ	20人	長和小学校	長和町462-1 (長和小学校内)	25-5800
おおたき児童クラブ	15人	大滝徳舜誓学校 前期課程	大滝区本郷町84-1 (大滝基幹集落センター内)	68-5115

# 子どもの学費助成・貸付

## 就学援助(小・中学校、義務教育学校児童生徒)

◎お問い合わせ  
教育委員会学校教育課学校教育係  
☎ 82-3298 (直通)  
もしくは、在学している学校

お子さんが小・中学校又は義務教育学校に通学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費などを援助する就学援助制度を行っています。

### ■対象世帯

生活保護受給、非課税、児童扶養手当受給世帯等  
※ただし、所得の制限があります。

### ■援助内容

学用品費等	学用品費、修学旅行費、校外活動費（見学旅行、宿泊学習等）、新入学用品費など、国の補助基準に準じて支給
医療費	学校保健安全法で定められる疾病（結膜炎、中耳炎、う歯など）の治療にかかる費用を支給（事前に学校へ医療券の交付申請が必要です）
学校給食費	食育センターで定められる費用を負担

生活保護受給世帯については、「修学旅行費」「医療費」が援助対象です。  
年度途中においても随時受付しております。

## 高等学校等就学支援金

◎お問い合わせ  
在学している高等学校

高校生等がいる世帯の教育費負担を軽減する制度です。  
支給を受けるためには、課税証明書と申請書の提出等の手続きが必要となります。

### ■対象世帯

保護者の市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯  
※学校が代理受理して、授業料に充てます。

## 高校生等奨学給付金

◎お問い合わせ  
在学している高等学校

高校生等がいる世帯の授業料以外の教育費（※）を支援する給付型の制度です。  
返済は不要ですが、申請がなければ受給することはできません。  
※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など

### ■対象世帯

保護者の市町村民税が非課税の世帯  
※原則、保護者が受け取ります。

## 生活福祉資金貸付制度

◎お問い合わせ

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 ☎ 22-4124

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、経済的自立と安定した生活支援各種資金の貸付けをしています。

### ■対象世帯

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

※ただし、世帯全員分の所得制限があります。

### ■援助内容

貸付の要件、貸付の種類、限度額などの詳細については、窓口でご相談下さい。